



Title	目で見るWHO 第63号 表紙・目次・資料等
Author(s)	関, 淳一
Citation	目で見るWHO. 2017, 63, p. 1-3
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/86635">https://hdl.handle.net/11094/86635</a>
rights	
Note	

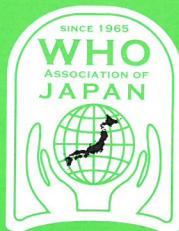
*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 目で見る WHO

## Depression : Let's talk うつ病 : 一緒に話そう



— 第63号 —

2017 夏号

発行 公益社団法人 日本WHO協会

## 日本WHO協会とは

公益社団法人日本WHO協会は、世界保健機関（WHO）憲章の精神を普及徹底し、その目的達成に協力し、我が国及び海外諸国の人々の健康増進に寄与することを目的として設立された団体です。設立より半世紀近く、関西を拠点にグローバルな視野から国内外の人々の健康を考え、行動しており、今後も積極的に目的達成のため活動していきます。

- (1) WHO憲章精神を普及するための健康に関するセミナー等の開催及び機関誌・広報等の啓発事業
- (2) 健康に関する調査研究の受託・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業
- (3) 国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業
- (4) WHOの事業目的達成に寄与するための募金活動及び募金収益の拠出並びに活動協力等の支援事業
- (5) 国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業

## CONTENT

ごあいさつ	1
沿革	2
WHO憲章	3
●日本WHO協会フォーラム「口の健康Part-3」開催報告	4
～健口から健康へ～	
開会の挨拶	関 淳一
そしゃく	ほてつ
「咀嚼の大切さ」～おいしさを提供する補綴歯科～	田中 昌博
「歯周病と生活習慣病との関係」	深田 拓司
●国際保健医療の新しいあり方	
「だれひとり取り残さない国際保健医療をめざして」	中村 安秀
●WHO本部研修報告	
「医療の質を改善するためのWHOの活動」	時田 佳治

# ごあいさつ



公益社団法人 日本 WHO 協会  
理事長 関 淳一

5月22日から開催された、第70回WHO年次総会においてマーガレット・チャン事務局長の後任として、エチオピアのテドロス・アダノム・ゲブレイエス (Tedros Adhanom Ghebreyesus) 博士が選出されました。WHOとしては、アフリカ地域からは初めての事務局長となります。任期は2017年7月1日から5年間です。

また、この事務局長選挙に先立って5月1日にWHO神戸センター (WKC) のアレックス・ロス所長が人事異動により、WHO本部の保健システムとインベーション部門事務局長補付アドバイザーに転任され、後任にサラ・ルイーズ・バーバー (Sarah Louise Barber) 博士が就任されました。ロス前所長は5年に亘る在任期間中に、世界中が直面する人口の高齢化と平均寿命の伸びの中でのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 及び地域レベルでの保健・社会サービスのあり方等について、様々な研究プロジェクトの立ち上げを主導されました。これらは、日本を含む世界中の国々が、今後取り組まねばならない最重要課題であります。ロス前所長はこれらの業績も含めて、在任中の功績が評価され、5月17日にWKCとして初めて兵庫県功労賞 (国際協力功労賞) を受賞されました。

新たに就任されたバーバー所長もWKCのこれ迄の人口の高齢化への対応なども含めて、世界の各国が新たな課題に対応できる保健・医療制度を構築できるよう質の高い研究を進めていく強い決意を示しておられます。WKCが引き続き、これらの分野で益々発展されることを期待いたしております。

ところで、私共 (公社) 日本WHO協会では「より良い医科・歯科連携」を活動テーマの一つとして

おります。その一環として、去る2月24日に「口の健康 Part3」と題するフォーラムを開催いたしました。今回、そのフォーラムで講師をお勤めいただいた、大阪歯科大学教授の田中昌博先生と大阪府歯科医師会専務理事の深田拓司先生のご講演録を、「目で見るWHO」63号に掲載させて頂きました。各々、非常にわかり易く、また意味深いお話で、是非ご一読頂きたいと思います。

また、去る2月17日に、当協会の理事でもあり、大阪大学大学院人間科学研究科の教授を17年間勤められ、3月末に定年退職された中村安秀先生の最終講義が行われ、小生も拝聴する機会に恵まれました。講義のテーマは「だれひとり取り残さない国際保健医療をめざして」でした。国際保健医療に携わられた半生を振り返っての講義は、極めて説得力があり、強く心に残りました。この度、幸いにもその時の講義録を当機関誌に掲載させていただくことができました。

また当機関誌には、昨年10月から半年間に亘りジユネーブのWHO本部でボランティアとしての活動を経験された、群馬大学大学院保健学研究科の時田佳治先生に、その時の経験を中心に「医療の質を改善するためのWHOの活動」と題してご寄稿頂きました。先生は、群馬大学で実践されている多職種連携教育 (IPE) をベースにして今回WHO本部で多くのことを経験され、また学ばれた様子がよくわかり、今後群馬大学のみならず日本の医学教育の分野でIPEのさらなる発展に寄与されるものと思います。

(平成29年5月)

## (公社)日本WHO協会の沿革

1948	[「WHO憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関 (WHO) が発足する。]
1965	WHO憲章の精神普及を目的とする社団法人日本WHO協会の設立が認可された(本部京都)。会報発行、WHO講演会等の事業活動を開始。
1966	世界保健デー記念大会開催事業を開始。
1970	青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を開始。
1981	老年問題に関する神戸国際シンポジウムを主催。
1985	WHO健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を開講。
1994	海外のWHO関連研究者への研究費助成事業を開始。
1998	京都にてWHO創設50周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を開催。
2000	WHO健康フォーラム2000をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を展開。
2006	事務局を京都より大阪市内へ移転。
2007	財団法人エイズ予防財団 (JFAP) のエイズ対策関連事業への助成を開始。
2008	事務局を大阪商工会議所内に移転。定期健康セミナー事業を開始。
2009	「目で見るWHO」を復刊。パンデミックとなったインフルエンザに対応し、対策セミナーを開催。
2010	WHO神戸センターのクマレサン所長を招き、フォーラム「WHOと日本」を開催、WHOへの人的貢献の推進を提唱。
2011	メールマガジンの配信を開始。
2012	公益社団法人に移行。世界禁煙デーにあたってWHO神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを開催。
2013	第5回アフリカ開発会議公式サイドイベントとしてフォーラムを開催。
2014	WHO本部から発信されるファクトシートの翻訳出版権を付与される。

第二次世界大戦の硝煙さめやらぬ1946年7月22日、世界61カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948年4月7日国連の専門機関として世界保健機関 WHO が発足しました。

当協会は、この WHO 憲章の精神に賛同した人々により、1965年に民間の WHO 支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO 憲章精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

### 歴代会長・理事長、副会長・副理事長 (在職期間)

会長・理事長	副会長・副理事長	会長・理事長	副会長・副理事長
中野種一郎(1965-73)	松下幸之助(1965-68)	加治 有恒(1996-98)	
平沢 興(1974-75)	野辺地慶三(1965-68)	坪井 栄孝(1996-03)	
奥田 東(1976-88)	尾村 健久(1965-68)	堀田 進(1996-04)	
澤田 敏男(1989-92)	木村 廉(1965-73)	奥村 百代(1996-06)	
西島 安則(1993-06)	黒川 武雄(1965-73)	末舛 恵一(1996-04)	
忌部 実(2006-07)	武見 太郎(1965-81)	中野 進(1998-06)	
宇佐美 登(2007-09)	千 宗室(1965-02)	高月 清(2002-06)	
関 淳一(2010- )	清水 三郎(1974-95)	北村 李軒(2002-04)	
	花岡 堅而(1982-83)	植松 治雄(2004-06)	
	羽田 春免(1984-91)	下村 誠(2006-08)	
	佐野 晴洋(1989-95)	市橋 誠(2007)	
	河野 貞男(1989-95)	更家 悠介(2008-12)	
	村瀬 敏郎(1992-95)		

## 「WHO憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定説は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」といったように格調高いものです。しかし、現在では、表現が難しそうという声も少なくありませんでした。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本WHO協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples: Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity. The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition. The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States. The achievement of any State in the promotion and protection of health is of value to all. Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger. Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development. The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health. Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people. Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures. ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

### 世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとって有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになります。

子どもの健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、充分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。